

3款 3項 2目

第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり

【会計】介護保険特別会計

基本施策4 高齢者支援の充実

3款：地域支援事業費 3項：包括支援事業・任意事業費

施策3 多様な生活支援サービス提供体制の整備を推進します

2目：任意事業費

事業	4	その他支援事業
担当所属	高齢者福祉課	

【予算額・決算額】(円)

予算額	決算額	(財源内訳)				
		一般財源	国支出金	県支出金	地方債	その他特財
20,428,000	18,981,192	2,114,379	3,748,216	1,874,108	0	11,244,489

【決算額の節別内訳】(円)

08	報償費	42,000	11	需用費	282,395
12	役務費	80,287	13	委託料	18,486,510
20	扶助費	90,000			

【実施計画の概要】

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・配食サービス事業は、月曜日から金曜日までの週1回～5回、夕食を直接手渡しで宅配します。 ・成年後見制度利用支援事業は、精神上的障害により日常生活を営む上で支障があり、かつ、親族等の援助を受けられない方に対し、市長が成年後見等開始審判の請求を行います。 ・認知症の理解を深めるための普及・啓発として認知症サポーター養成講座や認知症高齢者声かけ訓練を行います。
事業の目的	高齢者等が住み慣れた地域で在宅生活を継続することを支援します。
事業の効果	<p>【配食サービス】配食サービスを実施することにより高齢者の食生活の改善及び健康の増進、安否の確認を行うことができます。</p> <p>【成年後見制度利用支援】利用者の生命、財産が不当な侵害から保護され地域における自立した生活を営むことができます。</p> <p>【認知症サポーター養成講座等】認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域のよい環境で暮らしつづけることができます。</p>

【事業の概要】

- ・高齢者等の安否確認を兼ねた夕食の配食サービスを実施し、提供食数は18,730食でした。
- ・精神上的障害により日常生活を営む上で支障があり、かつ親族等の支援を受けられない方に対する成年後見等開始審判請求を実施し、請求件数は7件でした。また、市長による請求を実施した方で、成年後見人等に対する報酬を支払うことが困難な方に対する報酬助成を実施し、助成件数は1件でした。
- ・要介護、要支援者への住宅改修理由書の作成を実施し、作成件数は151件でした。
- ・認知症の理解を深めるための普及・啓発として認知症サポーター養成講座を53回開催し、新たに2,511人を養成しました。認知症サポーター者数は延16,676人となりました。

【活動指標・成果指標】

指標名	平成28年度	平成27年度	平成26年度
配食サービス提供食数	18,730食	17,783食	16,258食
成年後見等開始審判請求件数	7件	3件	2件
配食サービス利用者数(年度末登録者数)	149人	147人	132人
成年後見開始件数	6件	3件	2件
認知症サポーター数	2,511人	2,369人	1,917人